

成田法人会報

<http://www.narita-houjinkai.or.jp/>

2021 年
(令和 3 年)

11・12

第384号



撮影場所：富里市 岩崎別邸 写真提供：(有)トコロスタジオ 香 取 信 行 氏

目 次

第3回会長・副会長会議 第2回理事会	2
第1・2回組織委員会 第1回常任理事会	3
青年部会役員会 租税教室	4
決算法人説明会 源泉所得税研修会	4
令和4年度税制改正スローガン	5～12
令和4年度税制改正に関する提言（要約）	

新入会員紹介	13
地域だより	14～15
地域だより 事務局からのお知らせ	16
行事予定 研修会・講習会等予定	17
インターネットセミナー	18
税務署からのお知らせ	19～23
新春講演会のご案内	24

岩崎別邸は、富里市で初の国登録有形文化財となった「旧岩崎家末廣別邸」の主屋・東屋・石蔵の総称です。三菱の3代目の社長であった「岩崎久彌」氏が自ら経営を行った「末廣農場」の中に建てられました。

令和3年度 第3回 会長・副会長会議、第2回 理事会

令和3年9月3日(金)ホテル日航成田において、令和3年度第3回会長・副会長会議が開催され、林会長および副会長7名、専務理事が出席して、理事会の議案および全法連主催の全国大会（岩手大会）といった今後の予定等について審議が行われた。

続いて13時より別室にて第2回理事会が開催され、会長、副会長、常任理事、理事、専務理事の計35名と監事2名が出席した。

また成田税務署より、渡邊署長、外川副所長、江崎統括官、野田上席の参加をいただいた。

主要な議題は以下の通りであった。

第1議題 令和3年度事業報告の件
(理事の業務執行報告)

第2議題 会員増強活動の件

第3議題 福利厚生制度推進

第4議題 その他（新春講演会等）

令和3年度の事業については、納税意識の高揚、税知識の普及に向けた研修会・広報活動・地域社会貢献等の公益事業は、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出を受け、予定していた事業の一部に影響が出たが、感染予防対策を講ずるなか、役員はじめ会員、税務署、税理士会等関係機関の協力により、総会や理事会、委員会、研修会、部会行事等の一部を開催することができたことが報告された。

会員増強活動については、9月から12月を活動強調月間として、会全体として200件の目標達成を目指すべく、各支部が推進していく事が確認された。

福利厚生制度の推進については、小幡厚生委員長より中小企業の経営の安定化を図るため



会長・副会長会議の様子



林康博会長



渡邊利久税務署長

「経営者大型保障制度」が導入された歴史的経緯と意義について説明があり、引き続き大同生命保険株式会社、A I G損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社の保険3社と連携し、福利厚生制度充実のため、役員、会員が積極的に制度加入を検討していただきたいとの挨拶があった。

新春講演会については、新型コロナウイルスの完全な収束が見通せない状況が続くという前提のもと、

(1) 飲食を伴う意見交換会の開催は見合わせることにする。

(2) 講演会の定員を150名までとする。(事前申込)

等について留意する事が確認された。



小幡和男 厚生委員長



理事会の様子

令和3年度 第1回組織委員会

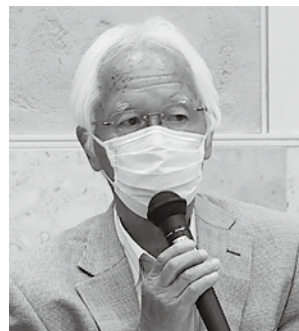
令和3年9月3日(金)ホテル日航成田において、令和3年度第1回組織委員会が、第2回理事会の後に開催され、会長、副会長、支部長の計23名が出席した。

藤崎政弘組織委員長より、各支部が目標達成に向けて一丸となって活動して頂きたいとの挨拶があり、支部役員会の開催、銀行等金融機関との連携強化等について具体的に説明がなされた。

また江口副会長から、白井支部での会員増強活動の具体的な内容が紹介された。



藤崎政弘組織委員長



江口寛通副会長

令和3年度 第1回常任理事会

令和3年10月14日(木)ウイシュトンホテル・ユーカリにおいて、令和3年度第1回常任理事会が開催され、会長、副会長、常任理事、理事、専務理事の計31名と監事2名が出席した。また成田税務署より、外川副署長、江崎統括官、野田上席の参加をいただいた。

主要な議題は以下の通りであった。

- 第1議題 支部活動の件
- 第2議題 会員増強活動の件
- 第3議題 福利厚生制度推進の件
- 第4議題 納税表彰の件
- 第5議題 新春講演会の件
- 第6議題 街頭キャンペーンの件

支部活動については、緊急事態宣言が9月末で解除されたが、感染予防対策を図るなか支部役員会の開催やバス研修等の計画が検討されていることが報告された。会員増強については9月から始まった強調月間の状況が報告された。

福利厚生制度推進については、支部ごとの推進状況が報告された。また納税表彰については、12月3日の第2回常任理事会の場において表彰式を行うこととした。

令和4年1月26日開催の新春講演会について概要が説明され、感染予防対策をしっかりと実施することとした。また11月の「税を考える週間」では、青年部会が中心となってJR成田駅東口で税知識の普及・啓発に関する街頭キャンペーンを実施することが報告された。



常任理事会の様子



林康博会長



外川副署長

令和3年度 第2回組織委員会

第1回常任理事会に続いて、第2回組織委員会が同会場で開催された。

10月8日までの会員獲得状況が報告され、目標200件に対し55件(達成率27.5%)のスタート

となった。

藤崎組織委員長より、各支部がより一層の勧奨活動をして頂きたいとの挨拶があり、各支部長より推進状況や課題等の具体的な報告がなされ、目標達成に向けて意識の共有が図られた。

令和3年度 第3回 青年部会役員会

9月16日(木)令和3年度第3回青年部会役員会が、成田法人会館において、長谷川部会長以下6名が参加して開催された。

役員会では、主に以下の議題について説明・審議が行われた。

- ①「税を考える週間」における街頭キャンペーンについて
- ②税務署長との意見交換会について
- ③租税教室の実施について
- ④その他

「税を考える週間」における街頭キャンペーンについては、当初、京成ユーカリが丘駅前での実施予定としていたが、配布予定時間でのユーカリが丘駅の乗降者数等を検討するなか、成田税務署との打ち合わせにより、昨年と同じJ R成田駅東口での実施予定となった。また、成田青色申告会、成田間税会、成田酒類業懇話会、成田税務署管内納税貯蓄組合連合会、千葉県税理士会成田支部が合同参加することとなった。

【実施概要】

日時：令和3年11月11日(木) 16:00～

場所：J R成田駅東口（千葉銀行成田支店前）
後援：成田税務署

租税教室については、10月22日(金)に白井市立池の上小学校にて実施し、12月は四街道市立大日小学校、印西市立木刈小学校の2校での実施予定としている。

11月25日(木)に予定されている「全国青年の集い」については、現地参加は1単位会1名が原則となっていることから、長谷川青年部会長1名が参加する予定となっている。

新型コロナウイルス感染症の収束が期待されるなか、今後、懇親ゴルフや新入会員歓迎異業種交流会を企画していくことを確認した。



役員会の様子

小学校での租税教室

青年部会では、10月22日(金)に白井市立池の上小学校を訪問し、6年生を対象に「租税教室」を開催した。

授業では、税金が無い社会を仮想したアニメ「マリンとヤマト 不思議な日曜日」を上映したほか税金の種類や税金の使われ方、納める大切さをわかりやすく説明し、税に対する理解を深めてもらった。

また、生徒からは活発な発言や質問等がなされ、充実した租税教室が開催することができた。



租税教室

決算法人説明会・源泉所得税研修会

9月6日(月)、10月4日(月)成田法人会館において「決算法人説明会」が開催され合計で8名が参加した。講師は、千葉県税理士会成田支部大倉税理士(9/6)、小野寺税理士(10/4)が担当した。また税務署の猪本法人審理担当から「インボイス制度」についての説明がなされた。

9月21日(火)成田法人会館において「源泉所得税研修会」が開催され2名が参加した。講師は、成田税務署高野担当上席が担当し「非課税給与・現物給与」についての説明がなされた。



9/6 決算法人説明会の様子

令和4年度税制改正スローガン・令和4年度税制改正に関する提言（要約）

令和3年10月7日に開催を予定していた「第37回法人会全国大会（岩手大会）」は、昨今の新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催形態がオンライン方式に変更となった。

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指す、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和4年度税制改正に関する提言（要約）

＜はじめに＞

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により未曾有ともいえる危機的事態に陥ったが、来年度には流行の収束が見込まれているほか、企業収益をはじめとして経済社会もコロナ前の状態に戻りつつある。このため、ポストコロナに向けた戦略をどう構築し実行していくかが最も問われている。

それにはコロナ禍によってもたらされた問題や課題を冷静に分析し解を見出す必要がある。その意味で最重要と言えるのは、莫大なコロナ対策費の財源を賄った国債、つまり膨大な借金をどう返済するかであろう。先進国の多くはこうした借金について返済計画の大枠を示しており、我が国も東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な方策を早急に策定すべきである。

今回のコロナ禍は国際経済の枠組みにも影響を与えた。その代表例は法人税の国際的な最低税率設定で各国が合意したことだろう。国債の返済財源確保が発端になったわけだが、近年の法人税率引き下げ競争に歯止めをかける意味でも明確な潮流変化と言える。また、喫緊の課題となった温室効果ガス削減を目指す脱炭素化は、産業界にとって重荷であると同時に成長のカギ

となろう。

急激に拡大する中国のプレゼンスを警戒する米国主導の幅広い対抗戦略が先進各国に波及したのも新しい流れである。我が国もこれを受け、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2021）で「経済安全保障」という概念を示し、先端技術流出の防止や戦略的物資の供給網強靱化などを打ち出した。経済界もこうした内外のパラダイム変化を踏まえた対応が求められる時代に入ったといえよう。

また、コロナ禍が長期化した中で、医療界が内包する矛盾も明らかになった。急性期医療の脆弱さや大病院から診療所までの役割分担策の不在、デジタル化の遅れなどである。これを機に医療体制の抜本的な改革が必要であろう。

さらに強調したいのは、たとえコロナ禍が収束に向かったとしても、その後遺症は小さくないということである。とくに中小企業は長期にわたってコロナ禍の影響を直接的に受け、対応は限界に達している。地域経済と雇用を担う中小企業が立ち直れなくなれば、我が国経済は土台から揺らぐことになる。税財政や金融面からの実効性ある対策が急務である。

＜基本的な課題＞

Ⅰ. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革はコロナ禍によって一時棚上げとなっていたが、来年度には感染が収束に向かうと見込まれていることを踏まえれば、ポストコロナを前提とした議論に入る段階にきた。その最重要課題はコロナ対策の財源として発行された膨大な国債をどう扱うかである。

そもそも我が国の財政は「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主因に先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに昨年度から積み増したコロナ対策費を賄う国債という名の借金だけで70兆円を大きく上回る額が加わり、国・地方合わせた長期債務残高は国内総生産（GDP）比で2倍以上の約1,200兆円に達したのである。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。具体的にいえば、政府保有株売却や復興を目的とした税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に一般会計とは区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はいわば天災であり、経常的な会計にはなじまないし、その歳出入を明確にして置かねばならないからである。

改めて指摘するまでもないが、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

ポストコロナの財政健全化を考える際に、まず、再認識しておかねばならないのは、財政規律の回復である。未知の新しい感染症に対応するには思い切った財政措置が必要ではあったが、コロナ対策を目的とした三次にわたる昨年度補正予算をみると、あまりに野放図だったとの批判は免れまい。

例えば、大半が政策目的である消費に回らず貯蓄に充てられた一人10万円の特別定額給付金や、カーボンニュートラルに向けた政策の一環という名目で中身も決めずに積み上げた2兆円の基金、さらに途方もない額を計上した予備費など枚挙にいとまがない。

その挙句が30兆円に上る昨年度予算の繰越額、つまり使い残しである。地方を含めた政府の予算執行能力の低さが背景にあったとはいえ、基本的には財政規律の喪失が原因と言わざるを得ない。今後の財政政策を考えるうえでも厳正な

検証が欠かせまい。

さて、ポストコロナの財政健全化だが、政府は来年度予算の編成方式についてはほぼ平時に戻した。編成スケジュールは例年通りになったし、概算要求基準（シーリング）も復活させた。何より、昨年姿を消した2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化という財政健全化目標が本年の骨太の方針で明確に盛り込まれたのは一応、前向きな変化といえよう。

その黒字化目標について、本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」は、予想を大きく上回った昨年度税収などを受け本年1月の試算より2年前倒しして2027年度とした。ただ、これは高い成長率を前提としたケースであり、政府目標の2025年度では依然として2.9兆円、GDP比で0.5%の赤字が残るとしている。

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。内閣府試算は新たな税財政改革を想定したものではないし、政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

- (1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与

え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進展するという深刻な構造問題を抱えている。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が本年度の約130兆円から約190兆円へと大幅に膨張する見込みである。

しかも、目の前の来年度には団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし、2025年度にはこの世代すべてが後期高齢者となる。いわゆる医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025年問題」である。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。つまり、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要があろう。先般の国会では現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立したが、年金、介護も含めたさらなる改革が望まれる。

また、コロナ禍で浮き彫りになった医療体制の矛盾も指摘しておかねばならない。先進国の中でトップクラスの入院ベッド数を誇りながら、なぜ医療逼迫が生じたのかなどの問題である。

その背景には急性期医療体制の脆弱さや診療報酬配分の不公平が指摘されている。来年度は2年に一度の診療報酬（本体）の改定年にあたる。これを機に、次なる感染症が発生した場合に備える意味でも、既得権益を排した抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

（1）年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、

「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

- （2）医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- （3）介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- （4）生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- （5）少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- （6）中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

新型コロナの影響が長期化したことにより、国民の社会経済活動は甚大な打撃を受けた。このため、的確な対策を取れなかった国や自治体に対する国民の不満と不信感は極度に高まっている。とりわけ、省庁間など政府内での意思疎通の欠如や地方との情報交換の混乱は顕著だった。

そうした意味でデジタル庁の創設は省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるうえで必要だといえよう。しかし、これまでも地方を含む政府はIT化による行政の効率化を目指してきたが、期待する効果はあがらず掛け声

倒れに終わっている。官僚組織は常に肥大化するといわれている。国民はデジタル庁が大きな政府につながらないように、常にチェックを欠かしてはならない。

そして、地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。特別定額給付金の支給やワクチン接種などのコロナ対策でみられた混乱は、同制度が活用されなかった証左でもある。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

本年5月には官民のデジタル化を推進する関連法が成立した。マイナンバーと銀行口座がヒモ付けられるようになるが、これはあくまでも任意であり前述した特別定額給付金を含め様々な給付金支給業務の迅速化にどこまで有効かは不透明である。本年3月に予定していたマイナンバーカードの健康保険証としての利用も先送りされるなど、その機能は依然として限定的である。

マイナンバーカード普及促進には、いかに利便性を高め身近な制度にするかが重要である。各種行政サービスの手続きのワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効であろう。

一方で、制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三

者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。同制度はあくまで国民が信用できるかどうか为前提であり、これなしには成り立たないからである。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは、今後の重要課題であり、広範な国民的議論が必要であろう。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な打撃を受けたが、企業収益全体は昨年度を底に回復傾向にある。ただ、それは一部で「K字型回復」とも呼ばれているように、コロナ禍がプラスに作用した業界と壊滅的な打撃を受けた業界に二極化する形となった。

来年度はコロナ禍も収束に向かい、「ポストコロナ経済」へ移行していくとみられている。政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきだろう。

骨太の方針はまた、経済だけでなく香港などの政治問題を含めて急激にプレゼンスを拡大する中国を念頭に置いた「経済安全保障」という概念を打ち出した。これは米中摩擦が激化する中で、主要先進国が合意した「共通の価値観」に基づいたもので、先端技術の流出防止策や半導体、レアアースなど戦略物資の供給網強靱化を目的としている。経済界も単なるビジネスだ

けを考えていれば良いという時代ではなくなったとされる。

法人税の国際的な最低税率設定の合意も大きな環境変化である。想定される税率は「15%以上」と我が国のそれを大きく下回っていることから直接的な影響はないとみられるが、近年続いてきた法人税率引き下げ競争に歯止めがかかるという意味では極めて重要である。

この議論を主導してきた米国の直接的な動機は、法人税の増税によるコロナ対策財源の確保にあった。ただ、かねてから欧州連合（EU）内では税率引き下げ競争の行き過ぎが指摘されていたし、税率引き下げが投資を促して逆に税収が増えるという「法人税パラドックス（逆説）論」が説得力を失っていることも背景になったとみられる。

また、地域経済と雇用を担う中小企業がコロナ禍により深刻な打撃を受けていることを忘れてはならない。とりわけ給付金や協力金の支給に遅延が生じたことは大問題であり、政府、自治体の責任は極めて重い。改めてこうした業務の迅速化と実効性の確保を求めたい。これまでの課題である事業承継税制の抜本的な改革や、消費税の「適格請求書等保存方式」導入についても中小企業の事務負担を軽減する弾力的な対応が欠かせない。

1. 新型コロナウイルスへの対応

コロナ禍はすでに二年近くにわたっており、資金力の弱い中小企業の状況は限界に達している。

その対策として持続化給付金等の支援措置が講じられたものの、不正受給の発生や、給付金の支給遅延等が生じるなど、さまざまな問題が表面化した。国、地方ともこうした事態に直面するのが初めてとはいえ、その対応は杜撰の非りを免れまい。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周

知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

すでに指摘したように、中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

（1）法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

（2）中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

（3）中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮

き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方の活性化を促す原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対策費用についても、地方よりはるかに財政が悪化している国に依存するだけでは自らの責任を果たしているとは言えまい。

「ふるさと納税制度」については、あたかも地方の活性化と財源確保の切り札であるかのような議論も見受けられるが、依然として返礼品に頼る安易さが指摘されている。そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなどのさらなる見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与

と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税

の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は2050年までに温室効果ガスを実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

＜税目別の具体的課題＞

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は原則損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - ③個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
 - ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
 - ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
 - ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
- (3) 超過課税の適用見直し
- (4) 法定外目的税の適用配慮

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告制度（e-Tax）利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携

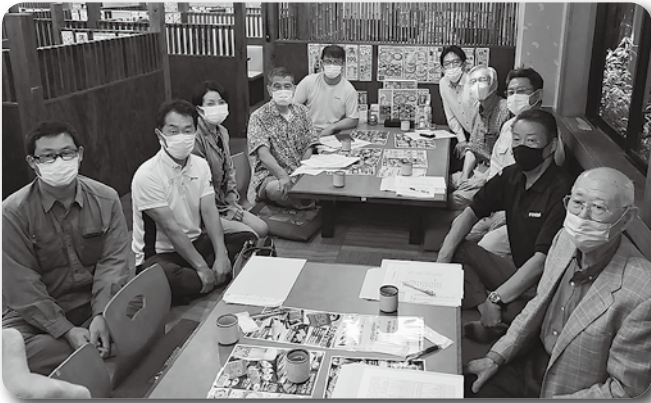
新入会員紹介

令和3年8月1日～3年9月末日

支部名	法 人 名	代 表 者 名	所 在 地	業 種 名
成 田 北	D-Line(株)	鶴 田 大 輔	東茨城郡茨城町	運送業
成 田 東	個人	上 杉 一 弥	成田市東町	動物病院
成田中央	(株)AdvanceNext	飯 田 剛	成田市花崎町	美容業
成田中央	(同)フィシカ	半 田 将 人	成田市花崎町	倉庫業
成田中央	喜建設(株)	石 田 誠	成田市不動ヶ岡	建設業
成田中央	(株)reorder	成 島 天 太	成田市囀護台	飲食業
成田ニュータウン	木の子交通(株)	高 野 慧 翼	成田市はなのき台	旅客自動車運送業
成田ニュータウン	(株)ユニテック	柴 田 孝 之	成田市中台	電気工事業
空 港	(株)鎌ヶ谷新聞販売	佐々木 敬寿郎	鎌ヶ谷市富岡	新聞販売業
空 港	(株)佐々木新聞販売	佐々木 敬寿郎	船橋市みやぎ台	新聞販売業
空 港	(株)龍崎商事	龍 崎 信 吾	成田市小菅	不動産賃貸業
遠 山	(株)YASAISTYLE	齋 藤 龍 一	成田市本城	飲食業
大 栄	海洋実業(株)	邵 皓 光	成田市多良貝	プラスチック 成形材卸売業
大 栄	(同)慶	山 倉 昭 夫	成田市桜田	デイサービス業
富 里	居酒屋 鮮や	菅 谷 好 美	富里市日吉台	飲食業
富 里	(株)フェニックスデール	渡 邊 聡 美	富里市日吉台	会計事務所
根 郷	高橋建築	高 橋 耕 司	佐倉市大崎台	建築工事業
志 津 北	(株)TPW	加 藤 貴 弘	佐倉市宮ノ台	防水工事業
志 津 北	(有)ユニハウジング	石 川 実	佐倉市ユーカリが丘	不動産業
大 日	HK JAPAN(株)	カヅム・アリ・エム・ハッサン	四街道市大日	中古自動車卸売業
四街道東	(同)宝商事	杉 本 礼 子	四街道市中台	貿易業
白 井	(株)HPA	石 井 剛 太	白井市根	塗装業
白 井	(株)誠和設備	鎌 田 浩 志	白井市富塚	管工事業
白 井	(株)天童造園	天 童 龍	白井市清水口	造園業
白 井	(株)マークウエスト	池 田 桂 介	白井市根	映像制作業
印 西	(株)EBS GROUP	チャッタ・シャザード・カソマル	印西市岩戸	貿易業
印 西	(株)SKワークス	村 越 一 幸	印西市大森	外構工事業
印 西	(株)幸和道路	管 原 裕 美	印西市若萩	建設業

番号	項 目	期 日 場 所	参 加 者 等	内 容
1	酒々井支部役員会	9月21日 すしめん処 大京酒々井店	福田支部長以下13名	会員増強 支部計画事業
2	成田ブロック・ 5支部合同役員会	9月22日 ひかたや第二支店	諸岡ブロック長、神崎・ 村岡・荒木・宇都宮支部長 以下13名	会員勧奨 支部計画事業
3	白井支部役員会	9月24日 はな膳 白井店	江口副会長、平川支部長 以下10名	会員増強
4	印西支部役員会	9月24日 印西市商工会館	小幡副会長、柴崎顧問、 海老原支部長 以下14名	会員増強 支部計画事業
5	四街道ブロック・ 3支部合同役員会	9月24日 四街道市商工会館	山本・櫻井・新良貴支部長 以下9名	会員増強 支部計画事業
6	佐倉ブロック 支部役員会	9月27日 佐倉商工会議所	野口ブロック長、藤川・ 實川・半谷支部長以下14名	会員増強 支部計画事業
7	志津南支部役員会	10月6日 より処 えん	田中支部長以下12名	会員増強 支部計画事業
8	志津北支部役員会	10月7日 志津コミュニティ センター	吉田ブロック長、蕨支部長 以下8名	会員増強 支部計画事業
9	栄支部役員会	10月8日 金田屋	山本支部長以下9名	会員勧奨
10	大栄支部役員会	10月9日 居酒屋 かっぱ	飯塚支部長以下6名	会員増強 異業種交流会 バス研修
11	白井支部情報交換会	10月13日 はな膳 白井店	平川支部長以下26名	異業種交流会
12	八街支部役員会	10月13日 八街商工会議所	海寶ブロック長・ 竹村支部長以下12名	会員増強 支部計画事業

酒々井支部役員会



白井支部役員会



印西支部役員会



四街道ブロック合同支部役員会



志津南支部役員会



志津北支部役員会



栄支部役員会



大栄支部役員会



白井支部情報交換会



八街支部役員会



事務局からのお知らせ

○ 令和3年度（後期） 生活習慣病健診のお知らせについて

生活習慣病健診を次の通り予定しています。健診の内容・申込み等については、一般財団法人全日本労働福祉協会から送られる案内をご参照ください。

月 日	時 間	場 所	備 考
2月15日（火） 2月16日（水）	9：30～11：00 頃	佐倉商工会議所 3 階	健診は（一財）全日本労働福祉協会が各会場を巡回し実施します。
2月17日（木） 2月18日（金）	9：30～11：00 頃	成田国際文化会館 1 階	
2月21日（月）	9：30～11：00 頃	四街道市文化センター 2 階	
2月25日（木）	9：30～11：00 頃	印西市中央公民館 5 階	

※検査項目は、「総合喀痰コース」が57項目、「総合コース」が56項目、「Aコース」が46項目「Sコース」が43項目となっています。（腫瘍マーカー検査、エコー検査等がオプションにより選べます。また、料金は格安な会員特別料金で受診できます。また、「協会けんぽ」の被保険者の方はさらに補助が受けられます。〔35歳～74歳までの方、年度内1回限り〕



行事予定

行事予定

11 月

11日(木) 青年部会街頭キャンペーン
(J R 成田駅東口)
16日(火) 全国女性フォーラム (新潟)
19日(金) 成田税務署長との意見交換会 (※)
25～26日(木～金) 全国青年の集い (佐賀)

12 月

3日(金) 常任理事会 (※)
7日(火) 青年部会役員会 (※)

12 月

8日(水) 六団体長会議
10日(金) 総務委員会 (※)
17日(金) 女性部会役員会 (金田屋)

1 月

6日(水) 税務署への新年挨拶
18日(火) 研修委員会 (三者調整会議) (※)
26日(水) 新春講演会 (成田ビューホテル)

研修会・講習会等予定表 (会場：成田法人会館)

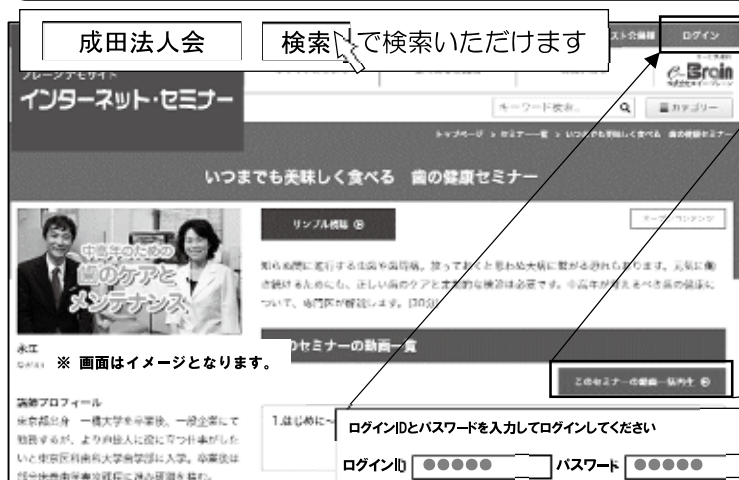
区 分 \ 月	11 月	12 月	1 月	備 考
決算法人説明会 (全会員対象)	8 日 (月)	6 日 (月)	11 日 (火)	受講料：無 料 13：30～16：10 事前申込要 定員 10 名
新設法人説明会 (全会員対象)	15 日 (月)		17 日 (月)	受講料：無 料 13：30～16：30 事前申込要 定員 10 名
税務・税制セミナー (全会員対象) (相続・贈与・事業承継)	22 日 (月) (3 回とも同一内容です)	13 日 (月) 20 日 (月)		受講料：無 料 13：30～16：00 事前申込要 定員 10 名
源泉所得税研修会 (源泉部会員対象)	4 日 (木) 5 日 (金) (年末調整等説明会)	11/4・5 申込み締切りました		受講料：無 料 10：00～11：30 13：30～15：00 事前申込要 定員各回 12 名
	24 日 (水) (オンラインセミナー)			受講料：無 料 15：30～17：00 事前申込要 定員 45 名

- ※1 源泉所得税研修会を除き定員10名（1社1名）とさせていただきます、必ず事前に受講申し込みをお願いします。
申込書は、成田法人会ホームページにも掲載しますので、印刷していただき法人会事務局宛てにFAXまたは
郵送してください。（FAX：0476-24-5009）
- ※2 研修会の中止・変更等の場合は、申込者にはご連絡いたしますが、日程・会場・時間について、法人会ホーム
ページでも必ずご確認ください。
- ※3 会場はすべて成田法人会館です。（成田市花崎町789-14 TEL：0476-24-1555）
- ※4 会場には受講者用の駐車スペースがありませんので、公共交通機関等をご利用ください。

成田法人会よりインターネットセミナーのご案内

成田法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.narita-houjinkai.or.jp>



視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: hj0307 パスワード: 1555

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

負債40億円からの挑戦



株式会社浜野製作所 代表取締役
湯澤 剛

お勧め

ウィズコロナ時代
リアル店舗のマスク接客



グループ＜包遊＞代表 ラッピングコーディネーター
五味 栄里

お勧め

《願う力》57秒の元気術
～ヤナことあったら水曜日に水に流そう～



人材育成コンサルタント
松崎 俊道

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 中堅・若手社員の 営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分	一般経営	NEW 「親子で語る事業承継」 第3回 悩むな！未来の後継社長！	真田 絢子	27分
	ウィズコロナ時代でも好かれて 信頼される人のコミュニケーション力 公開期限：2022年1月末まで	桑野 麻衣	75分		ダイバーシティが イノベーションを促進する	長内 厚	27分
	社会人としての心構え 公開期限：2022年1月末まで	北 宏志	87分		コロナ禍で販路開拓につなげる オンライン商談成功の秘訣	富田 良治	20分
	“75分で学ぶ” 新入社員研修 ＜電話対応とビジネスマナーの基本＞ 公開期限：2022年1月末まで	植田 絵美子	75分		新しい時代を切り開く！ ～上杉鷹山に学ぶ危機突破力	岡田 晃	36分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		中小企業が知っておきたい “AI” のこれから	加藤 忠宏	41分
労務	コロナ禍で求められる労務の備え 今から会社が備え、対応すべきこと	野澤 直子	80分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	社長の「想い」が次世代に つながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
ライフスタイル	NEW アフターコロナを見据えた「ひと・ まち・しごと」の新しい流れ 第5章	外薗 明博	11分	経済 政治	認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	アクティブ・エンディング	金子 稚子	32分		SDGsをめぐる動き	浜田 節子	38分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは成田法人会事務局まで **TEL:0476-24-1555**

消費税の

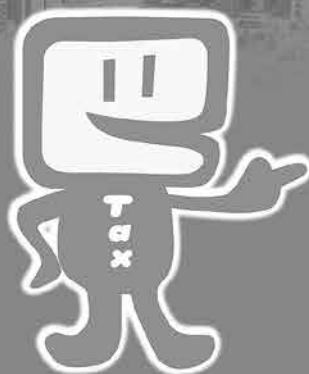
令和3年10月1日

インボイス制度 登録申請受付開始!!

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です!

登録申請手続は、**e-Tax**
をご利用ください!!



- ☒ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- ☒ e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領
が可能



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



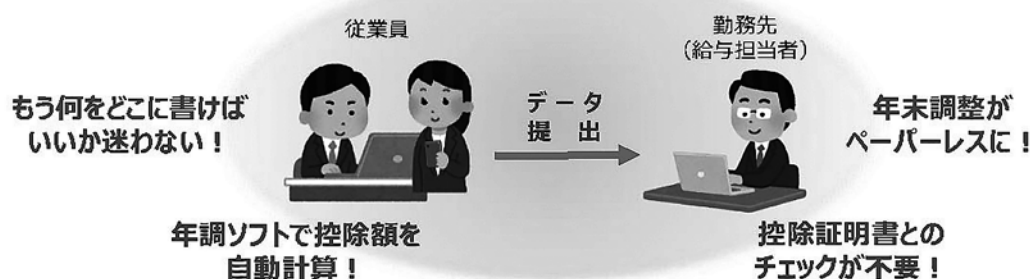
インボイス制度に関する一般的なお相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120 - 205 - 553 (無料)
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)



今年の年末調整は

「年調ソフト」で 電子化しましょう！



年調ソフトは公式アプリストアから簡単ダウンロード！！

パソコンをご利用の方		スマートフォンをご利用の方	
Windowsをご利用の方	Macintoshをご利用の方	Android端末をご利用の方	iPhoneをご利用の方
Microsoft Storeで 「年末調整 国税庁」 と検索	App Storeで 「年末調整 国税庁」 と検索		
パソコン版イメージ 		スマートフォン版イメージ 	

※ パソコン版の年調ソフトは国税庁ホームページからもダウンロードできます。

※ 令和2年分年調ソフトをダウンロードした場合でも、新たに令和3年分年調ソフトのダウンロードが必要となります。

マイナポータルと連携すればさらに便利に！！

マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、
各種申告書への自動入力が可能となります（マイナポータル連携）。
詳しくは国税庁ホームページ「マイナポータル連携特設ページ」でチェック！⇒



税務署への申請が不要となりました！！

年末調整手続を電子化する場合、従来は税務署への申請が必要でしたが、令和3年度の税制改正により申請が不要となりました。

年調ソフトを使えばメリットいろいろ！

1 控除額等の自動計算

従業員 勤務先 (給与担当者) ➡

どうやって計算すればいいんだっけ？ 控除額の計算 あってるかな？

控除額を自動計算！ 自動計算だから 検算不要！

2 控除証明書等のデータを利用可能

従業員 勤務先 (給与担当者) ➡

年末調整までなくさないようにしないと… 正しく記入されているかチェックしないと…

保険料控除証明書 (データ) インポート

データだからなくす心配なし！ 自動入力だから 簡単！ 自動入力だから チェック不要！

3 データなら提出・保管も簡単

従業員 勤務先 (給与担当者) ➡

テレワークなどの場合、郵送や出社が必要 書類を7年間保管できるスペースが必要

データ提出 データ保管だから 省スペース！

4 質問への対応も充実

従業員？ 勤務先 (給与担当者) ➡

どの申告書を書けばよいか、申告書の書き方を勤務先に質問 従業員からの質問対応が大変

操作方法が分からない場合は… ヘルプデスクで解決！

※年調ソフトで作成した年末調整の書類は、印刷して提出することもできます。

国税庁からのお知らせ

税務署主催の年末調整説明会は実施しておりませんが、年末調整に関する様々な情報（パンフレット、説明動画、様式など）については、国税庁ホームページ「年末調整に関する特設ページ」から、いつでも確認・入手できますので、是非ご利用ください。

⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒



その質問、 チャットボットに 相談してみませんか？



税務職員ふたば

年末調整は

令和 **3** 年 **10** 月 **7** 日から

所得税の確定申告は

令和 **4** 年 **1** 月中旬から

※具体的な日程は、国税庁ホームページで
お知らせします。

24時間利用可能

※メンテナンス期間を除きます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



スマホでのご利用
はこちらから！

質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク☑をクリック

- ・チャットボットは、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。
国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和3年10月から同年12月まで令和3年分の年末調整に関するご相談に対応します。
令和4年1月から令和3年分の所得税の確定申告に関するご相談を開始する予定です。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

【令和4年 新春講演会のご案内】

令和4年の新春講演会を下記のとおり開催いたします。なお交歓会は実施しないことと致しました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。12月初旬には会員の皆様に葉書にてご案内致しますので、ご参加をお待ちしております。

なお講演会はどなたでも（非会員の方でも）聴講できます。

(1) 日 時 令和4年1月26日（水）

(2) 会 場 成田ビューホテル

(3) 受 付 13:30～

(4) 新年挨拶 14:00～

成田法人会 会長 林 康 博（主催者代表）

成田税務署 署長 渡 邊 利 久 氏

千葉県佐倉県税事務所 所長 鵜 澤 和 裕 氏

(5) 講演会

第1部（14:30～15:30）

講 師：田 村 秀 氏（長野県立大学教授）

演 題：「北総地域の課題と展望」

～データ・善光寺・食文化の視点から～

第2部（15:40～16:40）

講 師：上 昌 弘 氏

（特定非営利活動法人医療ガバナンス研究所理事長）

演 題：「新型コロナの正体」 ～如何に付き合うか～



田 村 秀 氏



上 昌 弘 氏

【7市2町を巡る④】四街道市「いけはな橋」より千代田・池花 地区を望む

いけはな橋は、昭和40年代後半に造成された千代田団地とその後に造成されたバードヒル池花の間にある調整池に架けられています。（写真右側が千代田団地、左側がバードヒル池花）

この調整池や近くにある池花公園は、東京や千葉のベッドタウンとして順調に発展したこの地域をはじめ周辺住民の憩いの場として親しまれています。



撮影：一般社団法人成田法人会 事務局 半 田 容 一